

「宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面」の 大津市における運用について



令和7年4月1日以降に確認済証が交付される建築物の確認申請(計画通知を含む)は、**宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の規定に適合している**必要があります。

本市では、確認申請に盛土規制法の規定に適合していることを確認する書類の添付を求めます。

大津市の建築確認申請(計画通知を含む)には、以下のいずれかの書類が必要です。

- ① 都市計画法に基づく許可証、協議成立書、証明書^(※1)
- ② 都市計画法施行規則第60条協議確認書
- ③ 盛土規制法に基づく許可証、協議成立書、届出書、証明書^(※2)
- ④ 盛土規制法施行規則第88条協議確認書
- ⑤ 大津市チェックシート

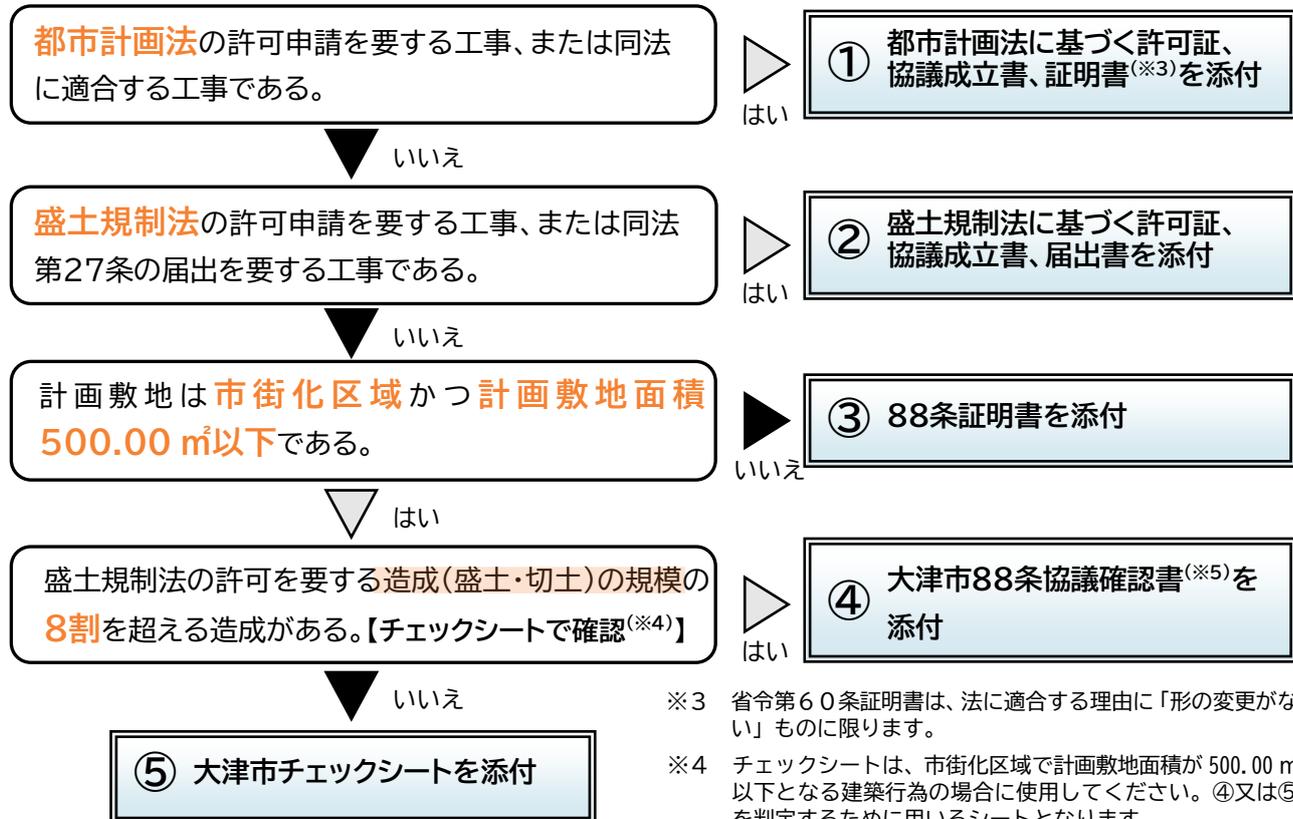
※1 法第29条第1項又は第2項、法第34条の2第1項、法第35条の2第1項又は第4項、法第43条第1項、省令第60条

※2 法第12条第1項、法第15条第1項、法第16条第1項又は第3項、法第27条第1項、法第28条第1項、法第30条第1項、法第34条第1項、法第35条第1項又は第3項、省令第88条

■下記フローで必要な書類をご確認ください。

大津市 建築確認申請に添付する書類の確認フロー(盛土規制法)

■建築確認申請を受けようとする行為が、



※3 省令第60条証明書は、法に適合する理由に「形の変更がない」ものに限りです。

※4 チェックシートは、市街化区域で計画敷地面積が500.00㎡以下となる建築行為の場合に使用してください。④又は⑤を判定するために用いるシートとなります。

※5 88条証明の交付に替えて必要書類を簡略化した大津市独自の手続きによる適合確認書面